

各産業の主要企業の投資行動目標

(国内投資促進円卓会議における委員の発言及び提出資料の内容をまとめたもの)

投資行動目標	
電子情報 技術産業 協会	<p>熾烈な国際競争に直面し、急激な円高で競争条件が一層悪化する中で、今後とも日本でR&D拠点、マザー工場を維持し、歯を食いしばって頑張りたい。</p> <p>為替水準の適正化を前提に、政府の思い切った対策があれば、今後5年のうちに年間3兆円程度(2009年度実績1.5兆円)まで設備投資の大幅増を目指す。また、毎年4兆円規模の研究開発投資を行っており、可能な限り維持強化を図る。</p> <p>一連の減税措置が実現された場合には、これらを積極的に国内投資に活用する。</p>
日本自動車 工業会	<p>日本国内の研究開発や生産の拠点こそが、常に最先端の技術や商品を生み出し付加価値を高め続けるイノベーションセンターであり、マザープラントと捉えており、今後とも国内にこの機能を何としても残していく。</p> <p>ビジネス環境が改善し、諸外国とのイコールルッティングが図られれば、可能な限りの設備投資の維持・強化を図っていく。 (2009年度実績:6600億円)</p> <p>次世代自動車や燃費改善技術をはじめとする研究開発についても、2009年度は2兆円の投資を行っているが、我が国のイノベーションセンターとしての機能を維持・強化するため、研究開発投資の更なる強化を図っていく。</p>

日本鉄鋼連盟	<p>鉄鋼業は設備集約型であり、既設の国内製造インフラは最大限に活用していく。加えて、国内には、熟練労働者、高度なエンジニア・リサーチャーなど豊富な経営資源があり、日本の製造・研究開発拠点としての位置づけは今後も維持していきたい。</p> <p>競争条件のイコールフットティングが実現し、成長戦略が着実に実行されれば、可能な限り投資規模の継続強化を目指したい。</p> <p>(2009年度実績：設備投資7500億円、研究開発投資1000億円)</p> <p>法人税減税等の政策効果から生じたキャッシュフローは、国内投資、雇用維持につなげるべく全力で取り組む。</p>
日本製薬工業協会	<p>イノベーションを促進する環境整備が進めば、2015年に1.9兆円(2008年度1.3兆円から5割増)、2020年に2.5兆円(2008年度から倍増)の研究開発投資を目指す。さらに、新型インフルエンザ対策用ワクチン生産等のため、大規模な設備投資に取り組む。</p>
日本工作機械工業会	<p>需要家産業の国内投資が回復すれば、高付加価値化等を中心に、今後10年以内にピーク時並みの投資規模である700億円(2009年度実績360億円から倍増)以上を目指す。</p>

日本金型 工業会	<p>国内のものづくり基盤が維持されれば、周辺分野への事業展開を図り、1.1兆円規模の国内生産と8.7万人の国内雇用の維持強化を図る。</p>
日本ねじ 工業協会	<p>政府による建設投資・設備投資の支援に加え、大企業が活性化すれば、ピーク時並みの投資規模である1000億円(2009年度実績500億円から倍増)以上を目指す。</p>
電気事業 連合会	<p>今後2年間で累計約4.8兆円(年平均2.4兆円、2007年度から2009年度平均実績2.0兆円から2割増)の設備投資を行う。</p> <p>成長戦略が着実に実施され、経済が力強い回復をたどれば、中長期的に電力需要も予想を上回って増加する可能性があり、その場合は当初計画の前倒しもあり得る。</p> <p>政策支援の効果を国内投資につなげ、新たな雇用を生むべく全力で取り組む。</p>

電気通信 事業者協会	<p>電気通信事業者はトータルで毎年3兆円規模の投資を続けており、世界最先端のブロードバンド基盤を構築している。政府のIT戦略が着実に実施され、ICTの利活用が進み、新たな需要が喚起されれば、使いやすいサービスの構築に向けて設備投資を加速させる。</p>
情報サービス 産業協会	<p>政府による思い切った経済対策がなされれば、今後5年のうちに累計2.8兆円のIT投資の増加、6千人の雇用創出を目指す。 (2009年度実績:IT投資約19.8兆円、雇用約85.7万人)</p>
日本ニュー ビジネス 協議会連合会	<p>政府において法人税減税やリスクマネー供給の下支え、学生等との橋渡し役の強化等が図られれば、会員企業は、法人税減税分等の効果を国内の新事業投資の拡大に活用するとともに、学生等の新たな雇用の創出につなげていく。</p>
日本チェーンスト ア協会	<p>流通小売業界全体で年間数兆円の投資が行われていると考えられ、法人税減税や規制改革を始めとした政府による適切な環境整備が進めば、流通小売業界として、製・配・販の連携による合理化・効率化、多様な生活者のニーズに即した店舗開発やリニューアル投資、太陽光発電を始めとする環境保全投資、流通BMSやネット関連のIT投資等の国内投資を積極的に進めていく。</p>

日本農業 法人協会	<p>会員のうち経営規模の拡大の意向を持っている法人は、土地利用型で6割、畜産で5割を占めており、経営基盤の整備、農作業の集約化・経営の高度化・規模の拡大化・法人化、国内農産物の輸出促進等を進め、得られた収益を内部留保ではなく投資に活用することで、さらなる投資拡大の可能性がある。</p>
日本ツーリズム産 業団体連合会	<p>訪日外国人旅行者数が2,500万人を達成した場合、旅行消費額4.1兆円、生産波及効果9.9兆円、直接雇用35万人、波及効果78万人となり、それぞれ2008年度実績に比べ3倍となる見込み。</p>
全国銀行協会	<p>産業界による国内投資の拡大を支援するため、国による政策支援に期待するとともに、日本銀行の成長基盤強化支援資金供給の活用、外部機関との連携などを通じて、成長可能性のある企業への機動的な資金供給を引き続き推進する。</p> <p>また、金融サービスの利便性の向上等を図るため、IT投資など設備投資の維持・強化を図る(2009年度実績:設備投資7,500億円)。</p>

在日米国 商工会議所	<p>米国系企業は日本におけるビジネスに楽観的な見解を持っており、今後半年間で75%の企業が売上増加を、72%の企業が現在より利益増加を予測している。</p> <p>日本政府が必要な改革に取り組めば、成長を維持し、新たな投資を呼び込むことが可能になる。</p>
欧洲ビジネス 協会	<p>欧洲企業は、今後半年間で約8割が収益増加、約7割が事業拡大を見込んでいる。法人税減税が実施されれば、日本で既に活動している約2,500社の欧洲企業の半数以上が投資をさらに拡大する可能性がある。</p> <p>日本とEU双方が関税や非関税障壁を取り除けば、日本は対EU貿易額が6兆円増加(60%増)、EUは対日貿易額が4.9兆円増加(70%増)すると試算されており、こうした貿易額の伸びは、国内外からの投資拡大を促し、日本において新たな雇用や設備を生み出す。</p>

我が国が今後とも経済成長を持続するためには、産業界の前向きな将来投資が不可欠であり、産業界の投資行動目標は、我が国全体において歓迎されるものである。今後、産業界は、投資行動目標の実現に向けて、力強く取り組むべきである。

また、産業界は、グリーン分野など次世代の成長分野の投資を積極的に行い地球問題などのグローバルな課題の解決に貢献すること、新たなサービスや商品の開発を通じて農業、医療・介護、観光等における地域の需要掘り起こしを進めることなどにより、企業の成長を図りながら、様々な社会的課題の解決に貢献していくべきである。

2. 労働界の取り組むべき課題

労働界は、投資拡大が雇用を増大し、国民所得を向上させるという認識の下、産業界の投資行動目標を理解し、産業界と緊密に協力し、持てる能力を最大限発揮して新事業展開など経営基盤の維持・強化に協力するべきである。

このために必要な、成長分野での雇用創出の取組、新事業展開に必要な労働者のスキルアップや円滑な労働移動、グローバル化に対応した人材の育成・確保など、国内投資の促進に向けて積極的な協力をを行う必要がある。

加えて、産業別・企業別など各層における労使協議の場を通じて、産業・企業の行動目標の精緻化、関係労使への周知及び実行面でのフォローアップに努めることが重要である。

IV. 政府・地方自治体の取り組むべき課題

1. 成長促進型（プロ・グロース）政策の強力な推進

政府は、産業界・労働界の取組を全力で支援し、国内における企業の投資・事業活動を促進する「成長促進型」（プロ・グロース）政策を強力に推進しなければならない。

まず、国内における投資・事業活動を阻害し、海外移転を加速する恐れのある制度や規制を徹底的に洗い直し、我が国の立地競争力を世界水準に高めることによって内外企業等の思い切った投資を促進する国を開く国内改革を進める。

このため、法人実効税率の引下げ、主要国との質の高い経済連携の推進、過度な環境規制の排除、世界水準のインフラ整備等投資拡大効果の高い施策を着実に前進させる必要がある。

以上のような投資・事業環境の整備に加え、我が国を高付加価値産業が次々と生まれるイノベーション拠点、グローバル企業にとってのアジア拠点として飛躍させるための施策を講じるとともに、経済・雇用の基盤である中小企業を強化する必要がある。

さらに、グリーン分野や農業、医療、介護、観光等の地域の需要の開拓や資源権益の獲得など、国内投資の活性化に寄与し得る戦略的な海外投資を促進する。これらの政策の実施と合わせ、為替市場に対する適切な対応とともに、早期のデフレ脱却と日本経済を本格的な回復軌道に乗せることを目指した適切なマクロ経済運営を行う必要がある。

2. 政府が重点的に取り組む課題

円卓会議においては、今後半年から1年の間に緊急に取り組む必要があるって、特に投資拡大効果、雇用創出効果の大きい施策を中心に検討を行った。産業界・労働界の民間委員から寄せられた施策に関する要望の概要は以下の通りである。^{*1}

施策	点数
企業負担の実質的軽減を伴う法人実効税率の引下げ	25
TPPへの早期参加、EUとの交渉開始等、主要国・地域との質の高いEPAの推進	11
為替の安定化	9
国民・産業界の負担、他国とのイコールフッティングを考慮した、温暖化対策の制度設計	7
中小企業のものづくり力強化支援	7
ベンチャー企業支援	7
研究開発促進税制の維持・強化	7
海外からの投資呼び込みに関する税制等の優遇措置	6
情報通信技術の利活用促進	6
官民一体となったインフラ輸出	4
低炭素分野の国内立地支援の拡充・恒久化	3
医療・介護分野における人材育成支援	3
訪日外国人旅行者の増加に向けたハード・ソフトのインフラ整備	3
農業の経営基盤の整備	3

*1民間委員1人あたり3つまで順位をつけ、1位3点、2位2点、3位1点で重み付けをして集計。

(1) 世界水準の投資・事業活動基盤の整備

我が国立地競争力の地盤沈下を食い止めるため、5つの環境整備（法人実効税率引き下げ、EPAの推進、インフラ整備等、規制・制度の見直し、適切な経済運営）を行い、企業にとっての立地競争条件が、主要国に劣後しない世界水準のものとする。

また、日本を牽引する2つの拠点化（イノベーション拠点化、アジア拠点化）を強力に推進する。

さらに、我が国競争力の源泉であり、雇用の源・ものづくりの基盤である中小企業の強化を図る。

①国を開く世界水準の投資・事業環境の整備

i) 法人実効税率の引下げ

政府内において調整を進める。

ii) 主要国との質の高いEPAの推進

これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。同時に、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する。

政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。

<重点施策>

- ・アジア太平洋地域においては、現在交渉中のEPA交渉の妥結や、現在交渉が中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想（EAFTA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する。
- ・アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。
- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

- ・アジア太平洋地域以外の最大のパートナーであるEUとの間では、現在、共同検討作業を実施中であるが、早期にEUとの交渉に入るための調整を加速する。そのために国内の非関税措置への対応を加速する。また、現在交渉中の湾岸協力理事会（GCC）との交渉の促進に努める。
- ・上記の取組等を着実に実施するため、「FTAAPP・EPAのための閣僚会合」を開催し、政府を挙げて取り組む。
- ・高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、来年6月めどに基本方針、10月めどに行動計画を策定し、早急に実施に移す。
- ・人の移動に関する課題にどう取り組むかについての検討グループを国家戦略担当大臣のもとに設置し、来年6月までに基本的な方針を策定する。また、非関税障壁を撤廃する観点から、規制制度改革についても、行政刷新会議のもと、来年3月までに具体的方針を策定する。

iii) 世界水準のインフラ整備等

安価で効率的な物流インフラの充実は、企業立地の大前提である。世界的な物流の急拡大や輸送技術の高度化の流れの中、中核的な空港、港湾等の物流インフラを世界水準に整備していく。また、道路・港湾等ハード面、航空・海上輸送ネットワークなどに関する規制・制度改革を含めたソフト面の両面から物流インフラの強化を図る。

また、ビジネスセンターの立地促進・地域の活性化のため、情報通信技術インフラの整備や金融機能の強化を推進するとともに、大都市圏戦略の策定及び大都市における都市開発事業の推進に取り組む。

さらに、企業が安心して操業できるよう、生産活動の基盤を整備することが重要である。特に、レアアースは、我が国が強みを有する先端産業を支える原材料である一方で、その供給は中国に依存^{*1}している。このような現状を踏まえ、輸入量の変化に大きく影響されない産業構造を形成することが急務であり、レアアース等の安定供給に万全を期する必要がある。

そして、企業立地の要である人材育成を強力に推進する。

<重点施策>

- ・ハード面として、国際戦略港湾や首都圏環状道路等の物流インフラ整備、ソフト面として、海運・港湾関係税制の活用や港湾のハブ機能強化（荷物集約のための対策、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の効率化、ゲートオープン時間拡大による24時間化の推進）等による海事産業（海運業、造船業等）及び港湾の競争力強化、首都圏空港を含

*1我が国は、レアアースの供給の90%強（2009年）を中国に依存。本年7月8日、中国商務部は、本年下期のレアアース輸出枠を約8000tと公表。これは、半期ベースでは従来の1/3。

めた徹底したオープンスカイ、我が国拠点空港の貨物ハブ化を推進し、物流ネットワークの競争力強化を図る。

- ・産業基盤を確立する観点からも、真に必要なインフラ整備の方向性を示すための社会資本整備重点計画の見直しを進めるとともに、今後の交通に関する基本理念を定める交通基本法案の検討を進める。
- ・行政、医療、ITS（交通）等における情報通信技術の利活用を推進し、企業活動や生活における利便性を向上する。
- ・大都市圏戦略を策定するとともに、都市再生特別措置法において国際競争力強化につながる特別の地域指定制度を創設し、支援措置を講じることにより、大都市における都市開発事業を推進する。
- ・本年10月8日に策定した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」等に基づき、レアアース等の代替・削減の技術開発、高度技術を有するレアアース等利用産業における設備導入を支援する。
- ・企業立地の要となる地域における産業人材の育成、立地に際しての低利融資等の支援策を推進する。
- ・新たな成長分野への労働移動を促し、当該分野・業種での人材を育成・確保するため、実践的な職業能力に関する評価基準や育成プログラムの策定などを内容とする実践キャリア・アップ戦略（キャリア段位制度）を推進する。
- ・我が国企業等の若手人材が、新興国での国際貢献活動を通じて、当該国の現地生活に入り込み、社会課題の解決を行う活動を支援することにより、国際経験のある企業人の育成を推進する。

iv) 投資や事業活動の障壁となる規制・制度の見直し

投資のスピードや規模が競争力を大きく左右する時代にあって、企業立地手続きの迅速化や、世界で戦える強い企業を生み出すための事業環境整備を強力に推進する必要がある。

企業立地に関しては、中国やタイに比べて国内では投資判断から操業開始まで時間がかかるとの指摘^{*1}がある。立地規制の多くは自治体に運用が任せられており、自治体の工夫と努力を最大限に引き出すことが不可欠である。

世界で戦える強い企業を生み出すための事業環境整備に関しては、企業結合規制の見直しや、戦略的な事業再編や成長企業の育成等の推進を図る。

規制や制度は、過度に規制したり、時代の流れの中で風化したりする傾向にある。過度な環境規制等への懸念も存在している。規制当局は、事業活動を阻害し、海外移転を加速しかねないような不合理な規制になっていないか、改めて見直しを行い、「成長促進型」（プロ・グロース）政策の視点に立って、徹底

*1中国・タイでは8～9ヶ月程度。日本では、長ければ4年以上必要とするケースがある一方、日本でも諸外国並みのスピードで立地するケースもある。

的に変革していく。

また、総合特区制度を創設し、拠点形成による国際競争力の向上等を図る。

<重点施策>

- ・企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」を推進する。(別紙1参照)
- ・企業結合規制について、その迅速化・透明化の観点を踏まえ見直しを行う。公正取引委員会の審査制度の廃止を行う。戦略的な事業再編や成長企業の育成等を積極的に後押しする仕組みを構築すべく、資金面の支援強化、会社法の特例等を含め、次期通常国会での法整備を検討する。
- ・我が国のみが他国と比較して過度な環境規制を行えば「カーボン・リーケージ」を誘発し、地球環境に対し悪影響を与えるのみならず、雇用の喪失を招く可能性がある。国際上の公平性を確保した上で、前向きに取り組む企業の取組を後押しするような温暖化対策を推進する。
- ・地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

v) 適切な経済運営の推進等による事業環境基盤の整備

過度の円高進行とデフレ状況は、国内投資を制約する一因である。足下の円高は、企業の採算レートから見て厳しい水準で推移している。また、金利が低水準にある一方、緩やかなデフレが継続しているため、実質金利は高止まりしている。政府は、デフレからの脱却を喫緊の課題と位置づけ、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行う。

社会保障改革は、国民の将来不安を払拭し、消費の低迷、経済の停滞を克服するという視点が重要である。特に、日本の低成長の根源的な問題である少子高齢化対策を実施するに当たっても「成長促進型」の視点に配慮する必要がある。

<重点施策>

- ・過度の円高進行・長期化について、今後も必要に応じ、為替介入を含めた断固たる措置をとる。
- ・政府は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応するため「3段構えの経済対策」を実施する。
- ・デフレを終結させるとともに需要、供給両面から日本経済の成長力を高める成長戦略・経済運営に万全を期す。日銀には、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。
- ・政府・与党で、番号制度も含め社会保障の姿についての議論を進め、「成長促進型」(プロ・グロース)の観点に配慮しつつ、安心できる社会の実現を目指す。

②日本の拠点機能の強化

i) 日本のアジア拠点化

国際企業から見ても、日本は魅力を急速に減じている^{*1}。日本が優位を有していた「アジア地域統括拠点」や「研究開発拠点」等の高付加価値拠点としての魅力も中国に劣後しつつある。

他のアジア諸国も、熾烈な企業誘致競争を行っている。韓国、シンガポールは、法人税率の水準がもとより低い上に、外国企業の法人税減免、外国人技術者の所得税減免、誘致企業への助成金、高度技術者への短期間での永住権付与等の優遇措置を大胆に導入している。

日本でも、法人実効税率引下げ等の横断的な環境整備に加え、ワンストップ窓口等行政面での対応を強化するとともに、諸外国に比肩し得る大胆なインセンティブ制度を創設し、積極的に高付加価値拠点を呼び込む必要がある。

また、グローバル競争を勝ち抜くため、異文化・異価値への対応力と突破力ある高度人材の世界規模での獲得競争（タレント・ウォー）が本格化している。日本は、先進国中、高度外国人材の活用が最低水準にとどまっているが、高度外国人材の受入、生活環境の整備を強力に推進していく。

<重点施策>

- ・企業認定の仕組みの下、税制優遇措置の構築を目指すとともに、立地補助金、入国管理に係るインセンティブ措置を創設する。
- ・高度外国人材の受入促進のための出入国管理上の優遇措置を講じる「ポイント制」等を検討する。
- ・国際ビジネスを行う内外の企業が、英語等で行政関連情報を収集し、活動できるようにするための環境整備を行う。
- ・輸出のリードタイム・物流コストの削減に資する保税搬入原則の見直し等を行う。
- ・「日本国内投資促進プログラム」の策定を踏まえ、中長期的視点に立ったヒト・モノ・カネの流れの円滑化に資する事業環境の整備のための総合的なプログラム（「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」）を来夏を目途に取りまとめ、海外のグローバル企業に対し戦略的な海外広報を行うこととする。
- ・「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」において、国際ビジネスを行う上で必要とされる許認可手続の英語での申請受付を促進するための取組を検討する。

(別紙2参照)

*1外資系企業の日本からの撤退数増加（2007年101社→2008年126社）、高付加価値拠点の海外移転等

ii) 日本のイノベーション拠点化

我が国は、世界有数の科学・技術力、そして国民の教育水準の高さによって高度成長を成し遂げた。イノベーションとソフトパワーを持続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していくためにも、日本のイノベーション拠点化に向けて大胆な取組を進めていく。

このため、未来への先行投資としての研究開発投資の支援策や成長分野で大きく成長することを目指す企業等の資金調達の円滑化、ベンチャー企業の支援策などを講じる必要がある。

また、国内外から優れた研究者を惹きつけるため、世界的な産学官集中連携拠点の形成等の環境整備を行うことが重要である。

さらに、地方における産学官連携も着実に進んでおり、地域活性化の観点も含め、地方発のイノベーションを促進する。

<重点施策>

- ・我が国の研究開発投資総額に占める政府研究開発投資の割合は、主要先進国に比して低水準にある。イノベーションによる成長を実現するため、技術実証、国際標準化等に一体的に取り組む等、研究開発プロジェクトの効果的な実施を含め、政府の関与する研究開発投資を第4期科学技術基本計画に沿って拡充する。
- ・ベンチャー企業などの成長企業への機動的な資金供給を支援するため、海外投資家を含めた機関投資家からP E (プライベートエクイティ)・V C (ベンチャーキャピタル)・ファンド等への資金調達の促進、中小機構のファンド事業の着実な実施、成長可能性を重視した金融の円滑化等の事業環境整備を実施する。また、ベンチャー企業への投資を更に促進するための仕組みの検討を行う。
- ・我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。
- ・国内外の優秀な人材を結集し、産学官連携の下、イノベーションを効果的に創出するため、ナノテク分野で世界最先端の研究開発を行う「つくばイノベーションアリーナ」の構築や、先端技術の実用化に向けた性能・安全性評価拠点の整備を推進する。
- ・地域の大学、企業、公的研究機関による産学官連携の研究開発を推進するとともに、実用化に向けた研究開発拠点を整備することで、地域のイノベーション創出を推進する。

③中小企業の活性化

我が国企業数の大部分、雇用の7割を占める中小企業は我が国の中の競争力の源泉。円高・デフレや取引先企業による生産拠点の海外シフトなどに伴って、中小企業は引き続き厳しい経営環境に置かれているが、低炭素産業やグローバル企業の国内立地・投資促進等によって、取引関係のある中小・中堅企業の活動を活発化させるのみならず、中小企業が独自の技術や商品によ

り自ら事業展開することを促進して投資を活発化させていくことが重要である。

このため、中小企業がその力をいかんなく發揮できるよう、資金繰りや公平で競争的な取引環境の確保を前提としつつ、中小法人軽減税率の引下げを目指すとともに、中小企業の力の源泉たる優秀な人材を獲得できるようにすることが必要である。

加えて、起業・転業の支援により、依然として他国と比較して低い開業率を上昇させて経済の新陳代謝を促進しその活性化を図ることが必要。さらに、ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援し、中小企業の自律的・積極的な活動を後押しするほか、海外展開支援によって販路拡大を強力に支援するとともに、海外展開の結果として国内での投資をも促進することが重要である。

<重点施策>

- ・中小企業の活性化、競争力の向上を実現するため、中小法人軽減税率の引下げを目指す。
- ・公的な融資・保証を促進し、中小企業の活動の礎である資金繰りに引き続き万全を期す。
- ・中小企業の会計の在り方を含め、金融機関のリレーションシップバンкиング機能を引き出し、中小企業支援機関等とも効果的に連携した支援の仕組みや環境を構築する。
- ・起業・転業に必要な資金に対する融資・保証の促進や中小機構によるファンド事業の着実な実施に加えて、ベンチャー企業や中小企業の承継・合併等に対する支援を拡充する。
- ・就職未内定者の中小企業でのインターンシップ事業等を活用しつつ、地域の中小企業・ベンチャー企業が必要な人材を確保できるよう、中小企業等の魅力を発信することや、地域における関係機関が相互に連携した自立的な仕組みや環境を構築することにより、雇用ミスマッチを解消する。
- ・中小企業海外展開支援会議の枠組みの下で、地域での中小企業の海外展開支援をきめ細かく実施しつつ、地域の各機関への支援ノウハウの波及を進める。
- ・ものづくり基盤技術の高度化に資する中小企業の研究開発から試作段階までの取組を引き続き政府として積極的に支援する。
- ・中小企業の国内立地促進の観点から、地域における中小企業の集積を支援するため、市町村と連携した制度を創設する。
- ・中小企業や中堅企業も利用可能な国内立地補助制度を実施する。

(2) 需要・投資先の開拓

成長と雇用の好循環を図り、限られた資源を効率的に活用するためには、潜在的需要と戦略的投資先を開拓する必要がある。

地球規模で市場が拡大するグリーン分野の需要開拓、農業、医療・介護、観光などの高い潜在力を有する地域の需要開拓、国内投資の原資・海外権益の確保のために必要な戦略的な海外投資の3分野を重点投資3分野とする。

①グリーン分野の需要開拓

環境制約の高まりにより環境製品市場が世界的に拡大する中、二度の石油危機を経て世界トップレベルの環境・エネルギー技術を強みとする我が国企業にとって、グリーン投資は特に有望な投資分野である。他方、円高の進展等により、我が国の高い技術を持つ企業の海外流出の懸念が高まっている。

日本を「低炭素技術・製品・システムの世界の供給センター」とすべく、設備投資・研究開発投資によりイノベーションを促進し、供給側の産業力、技術力を強化する。

同時に、需要サイドについては、削減ポテンシャルの大きい家庭、業務や運輸部門、中小企業、農業や地域等の潜在的な需要を掘り起こしていくことが重要であり、そのための導入初期コストの軽減や資金・技術の国内環流の仕組み作りを進める。

さらには、より大きな需要が見込める途上国等の海外市場に対して、我が国の低炭素技術・製品・システムの普及を促進し、外需を獲得することで我が国の国内投資を促進させていく。このため、我が国企業の国際展開を支援するとともに、国際交渉においては、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な新たな一つの法的枠組みの構築に全力で取り組む。

もちろん、地球温暖化対策は民間の投資や研究開発の意欲を促すものでなければならない。国際競争力を阻害せず、前向きに取り組む企業を後押しするような政策が必要である。

<重点項目>

- ・世界最先端を誇る革新的な低炭素技術の基盤を強化するため、低炭素型製品等の開発・製造に係る産業の国内立地を支援する。
- ・低炭素技術の基盤強化・普及促進の観点から、導入初期コスト低減のためのリース活用について検討する。
- ・エネルギー・低炭素技術開発（次世代太陽光・洋上風力、高効率火力・CCS、蓄電池、省エネ型の製造プロセス等）を加速化する。
- ・太陽光、風力、小水力、バイオマス発電やバイオ燃料等の再生可能エネルギー、原子力、天然ガス、水素等の低炭素エネルギーの投資拡大を推進する。
- ・スマートコミュニティの実証、「環境未来都市」構想、規制見直しを推進し、低炭素投資を起爆剤とした新たな地域・社会づくりを推進する。
- ・次世代自動車、省エネ家電・機器などの環境に優れた製品や省エネ住宅・建築物の普及を促進する。このため、省エネ・低炭素型設備投資や製品等の普及を促進する、税制措置の創設や税制上のインセンティブの付与、また導入コスト低減等のための支援策の強化を図る。
- ・民生部門の省エネ対策を抜本的に進めるため、基準の客觀性や実現可能性に留意しつつ、新築住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けた検討を推進し、住宅・建築市場の活

性化を図る。

- ・「国内クレジット制度」の更なる活性化により、国内での資金環流を通じた、中小企業、家庭、農業等の低炭素投資を加速する。
- ・我が国技術・製品・インフラの海外実証や政策金融の活用等による国際展開支援や、海外での排出削減への貢献を適切に評価し我が国削減目標に反映する「二国間クレジット制度」を構築する。
- ・日本技術が適正評価される方法等の開発、国際標準化及びアジアの認証力向上支援により、日本製品のアジアへの普及を推進する。

②地域の需要開拓

地域が元気にならなければ、日本に活力は生まれない。地域に埋もれる潜在力と地域の資源でアジアの購買力を引き出し、地域発の産業・雇用を次々と生み出していく。

農業については、経営基盤の強化、農山漁村の6次産業化や農商工連携等によって競争力を強化し、国内市場の維持・活性化と海外販路の維持・拡大に取り組む。

医療・介護については、本分野を日本の成長牽引産業として明確に位置づけ、ライフ・イノベーションを力強く推進する。

観光は、訪日外国人観光客の更なる呼び込みやツーリズム産業の競争力強化を促進し、訪日外国人3000万人プログラムの目標達成に向け、着実に取組を推進する。

<重点施策>

i) 農業の競争力強化

- ・規模拡大、若者等の新規参入・人材育成、生産性向上等の構造改革を推進する。
- ・農山漁村に由来する「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」を結びつけ、地域ビジネスと新たな産業の創出を促す農山漁村の6次産業化、農商工連携等により、国内市場を維持・活性化する。
- ・バイオ燃料の生産拡大、ガス化等最先端のバイオマス変換、プラスチック等のマテリアル利用等により、農山漁村に賦存するバイオマスの総合的な利活用を推進する。
- ・我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする目標を設定し、アジアを中心とする国・地域別及び品目別に、日本食や食材等の普及・啓発、日本の食文化の発信等により、海外販路の維持・拡大を図る。
- ・我が国食品産業の経営体質・国際競争力を強化するため、東アジア地域への食品産業の投資促進、事業展開を支援する。

ii) ライフ・イノベーションの加速

- ・日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するため、世界に先駆けたヒトに初めての臨床試験を可能とするために必要な体制の整備を行う。
- ・臨床試験の質とスピードの向上のため、臨床試験環境の整備や情報通信技術の積極的活用を行う。
- ・新薬・医療機器の承認プロセスを迅速化する。
- ・国際医療交流を促進する。
- ・医療・介護における人材育成を支援する。

- ・高齢化に対応した公共施設や住宅・建築物のバリアフリー化、医療・介護技術や高齢者に優しい自動車の研究開発等を推進する。

iii) 観光地の活性化

- ・訪日外国人旅行者の拡大に併せ、羽田空港の24時間国際拠点空港化や首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイ、クルーズターミナル機能の充実を進め、外国人向けの受入環境整備を進めるとともに、休暇改革や無電柱化を推進し、滞在型観光が可能な魅力ある広域的な観光地の形成を支援する。

③戦略的な海外投資

円高メリットを生かし、危機を好機に変える戦略的な海外投資は、海外でのビジネスチャンスを獲得し、我が国の強みである技術力を活かした先行投資となるとともに、資源の安定供給を確実にし、国内の事業基盤を強化するために不可欠である。

具体的には、急拡大するインフラ整備^{*1}に対応した事業権の買収や資源権益の確保等ビジネスチャンスの獲得や新規需要の開拓を通じて雇用に中立的で戦略的な海外投資を促進する。

インフラ投資の促進に当たっては、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」におけるODAの戦略的活用、トップセールス等地域及び分野ごとのインフラ輸出戦略の議論を踏まえて対応する。

資源エネルギーは国民生活や経済活動の根幹を支える重要な財であり、その安定供給確保が不可欠である。特にレアアースは、我が国産業が得意とするハイテク製品にとって重要な原材料であり、その確保は、我が国経済にとって極めて重要な課題である。このため、レアアース等の鉱物資源確保に向け、官民一体となって取り組む。

<重点施策>

- ・産業革新機構、JBIC、JOGMECによるグリーン・ライフ分野の海外大型案件の買収、海外インフラ事業への支援、資源権益の獲得支援を拡充する。
- ・官民一体となった、エネルギー、水、鉄道、港湾、道路、リサイクル、宇宙、情報通信等のインフラシステムの海外展開を推進する。
- ・本年10月8日に策定した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づき、レアアース等の鉱物資源確保のため、JOGMECを通じて、鉱山等買収に対する支援や技術協力による資源国との関係強化を行う。
- ・JICAの海外投融資については、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗等を十分に研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。
- ・NEXIの貿易保険によるリスクテイクを拡充する。

*1インフラ整備需要は、世界全体で年間約1兆6千億ドル、アジアのみでも年間7,500億ドル（推計）

3. 地方自治体の取り組むべき課題

地方自治体は、産業界の投資目標に呼応して、これをしっかりと支援していく必要がある。

企業立地に係る規制の多くは自治体の運用に任されている。我が国は、投資判断から操業開始まで、諸外国に比べて時間がかかると言われており、こうした指摘を踏まえ、地方自治体は、立地規制の運用改善やワンストップサービス化等により、立地手続の迅速化や簡素化を図るべきである。

また、企業の必要とする人材の育成や高度外国人材の生活環境の改善など積極的な取組を行うべきである。

企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」を推進する。

1. 「国内投資促進地域本部（仮称）」の設置

国内投資促進円卓会議の下、平成23年初頭に、全国9地域のブロックごとに経済産業局が中心となり、経済界、国（地方整備局、農政局、経済産業局等）、自治体等からなる「国内投資促進地域本部（仮称）」を設置。情報共有のプラットフォームとともに、地域の実情に即した改善策等を検討し、必要な措置を講じる。

2. 「工場立地相談窓口（仮称）」の設置

平成23年初頭に、各経済産業局に「工場立地相談窓口（仮称）」を設置し、企業の立地や投資を巡る個別具体的な相談に応じる。

3. ベストプラクティスの全国展開

平成23年初頭に、迅速な工場立地を実現したケースや企業から実効性があると評価されている手続のワンストップサービス化の取組など、立地迅速化を実現している取組等に関するベストプラクティスについて情報提供を行いつつ、自治体に対し、工場立地手続の迅速化等の取組の推進について協力要請を行う。

4. 立地関連規制の「成長促進型」（プロ・グロース）見直し

企業の立地や投資の障壁となっている規制について、「成長促進型」（プロ・グロース）政策を推進するとの視点から見直しを行い、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する。

＜民間から提起された8項目＞

- ①太陽光パネル設置に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ②工場立地法の緑地規制の見直し
- ③土壤汚染対策法の自然原因汚染の取扱いの見直し
- ④コンビナートの協業体制構築に向けた規制見直し
(消防法の配管配置規制の見直し等)
- ⑤既存不適格建築物に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ⑥大気汚染防止法の届出審査の迅速化
- ⑦水質汚濁防止法の届出審査の迅速化
- ⑧建築基準法の建築確認審査の迅速化

【別紙2】 アジア拠点化政策の総合的な展開

近隣諸国との競争の中で、海外からアジア統括拠点などを呼び込むため、アジア拠点化政策を総合的に推進する。

アジア新興国の急速な成長に伴い、日本は投資先としての魅力を急速に減じていることにかんがみ、喫緊に対応すべき課題として、外国企業、高度外国人材呼び込みに係るインセンティブ措置や世界最高水準のビジネス環境整備、外国人にとってより良い生活環境の整備を行うこととする。併せて、中長期的視点に立ったヒト・モノ・カネの流れの円滑化に資する取組についての検討を進めることとする。

1. 外国企業誘致、高度外国人材呼び込みに係るインセンティブ措置

- ①企業認定の仕組みの下、税制優遇措置の構築を目指すとともに、立地補助金、入国管理に係るインセンティブ措置を創設する。
- ②優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、現行の基準で受入れが認められている外国人のうち、職歴や実績等に優れた者に対し、出入国管理上の優遇措置を講じる仕組みを検討し、結論を得る。
- さらに、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、受入れが認められていない外国人について、我が国の労働市場や産業等に与える影響等を勘案しつつ、ポイント制の活用等による入国管理上の要件の見直しを検討する。

2. 世界最高水準のビジネス環境整備、外国人にとってより良い生活環境の整備

- ①国際ビジネスを行う内外の企業が、英語等で行政関連情報を収集し、活動できるよう、行政手続窓口や英語対応窓口として、関係府省庁及びJETROに設置された「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」のフォローアップを年度内に行う。
- その結果などを踏まえ、関係府省庁及びJETROは、ホームページ等を通じた英語等による各種情報提供やサービスを充実させる。

併せて、上記1. ①の「企業認定」における英語での申請を受け付けるとともに、企業立地に関する規制等に関する許認可手続の英語での申請を促進するための必要な措置を検討する。

- ② J E T R O の外国企業誘致専門スタッフを活用して、国・J E T R O における外国企業誘致部門の取組を積極的に展開するとともに、我が国に投資を行う企業に対して、ワンストップサービスの提供、現地訪問・視察機会の提供、提携先企業とのマッチングなどソフト面での魅力的なサービスの充実に努める。また、国が率先して海外の有望企業の発掘を行い、自治体と連携して各地域への外国企業誘致の実現を図る。さらに、国内投資促進地域本部（仮称）の場を活用して、J E T R O などの関係機関の協力を得て、各地域における海外からの投資や企業立地を促進するための課題につき、解決を図っていく。
- ③輸出のリードタイム・物流コストの削減に資する保税搬入原則の見直しに向けた関税法の改正案を次期通常国会に提出するとともに、貿易関連手続の一層の円滑化に向けた取組を行う。
- ④外国人の生活に欠かせない住宅、医療、教育の面の課題につき実態調査を行い、平成23年3月中に公表する。行政刷新会議の下で、平成23年3月の取りまとめに向けて高度外国人材の受入れに向けた教育面の環境整備を議論するに当たっては、これを最大限活用する。
- ⑤外国人が安心して医療を受けられる環境整備を行うため、医療言語人材の育成や外国人患者受入れ体制の整備等、医療の国際化を推進する。

3. 中長期的視点に立ったヒト・モノ・カネの流れの円滑化に資する取組

- ・「日本国内投資促進プログラム」の策定を踏まえ、中長期的視点に立ったヒト・モノ・カネの流れの円滑化に資する事業環境の整備のための総合的なプログラム（「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」）を来夏を目途に取りまとめ、戦略的な海外広報を行う。これにより対日直接投資の加速化を図り、2020年までに外資企業による雇用倍増等を目指す。
- ・「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」において、内外企業の国際ビジネスの円滑な実施に対応するため、ビジネス等を行う上で必要となる許認可手続の英文での申請受付を可能とするための必要な取組を検討する。